備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接しない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百四十一　海上自衛隊舞鶴教育隊

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
京都府舞鶴市	京都府舞鶴市	京都府舞鶴市
字泉源寺小字知中百七十五番二	字市場及び字泉源寺（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	字市場（次の図面に示す部分に限る。）、字大波上（次の図面に示す部分に限る。）、字大波下（次の図面に示す部分に限る。）、字北吸（次の図面に示す部分に限る。）、字泉源寺（次の図面に示す部分に限る。）、字浜（次の図面に示す部分に限る。）、字溝尻（次の図面に示す部分に限る。）、愛宕上町、愛宕下町、愛宕中町、愛宕浜町、矢之助町（次の図面に示す部分に限る。）及び竜宮町 次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域 一　北緯三十五度二十八分四十四秒、東経百三十五度二十三分九秒の点 二　北緯三十五度二十九分五秒、東経百三十五度二十分五十八秒の点 三　北緯三十五度二十九分二十二秒、東経百三十五度二十三分一秒の点 四　北緯三十五度二十九分五十三秒、東経百三十五度二十三分二十八秒の点 五　北緯三十五度二十九分五十三秒、東経百三十五度二十三分五十九秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接しない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百四十二　海上自衛隊舞鶴艦隊基地隊

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
京都府舞鶴市	京都府舞鶴市	京都府舞鶴市
大字浜小字浜二千十八番地	字浜（次の図面に示す部分に限る。）	字余部下、字市場、字北吸、字泉源寺、字長浜、字浜及び字溝尻（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域 一　北緯三十五度二十八分三十八秒、東経百三十五度二十二分三十二秒の点 二　北緯三十五度二十八分五十二秒、東経百三十五度二十二分三十五秒の点 三　北緯三十五度二十九分十六秒、東経百三十五度二十二分四十四秒の点 四　北緯三十五度二十九分二十八秒、東経百三十五度二十三分十八秒の点 五　北緯三十五度二十九分十八秒、東経百三十五度二十三分四十六秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に接しない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

二百四十三　海上自衛隊新潟基地分遣隊

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
新潟県新潟市東区	新潟県新潟市東区	臨海町一番一号
		臨海町（次の図面に示す部分に限る。）
		秋葉一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、秋葉通二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、大山二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、北葉町、神明町、末広町（次の図面に示す部分に限る。）、長者町、月見町（次の図面に示す部分に限る。）、東新町、古湊町、桃山町、浜町（次の図面に示す部分に限る。）、山の下町、臨海町一丁目並びに臨港町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）